

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和4年4月19日(火)
- 2 開会日時及び場所
令和4年4月19日(火) 午後1時45分
防府市役所1号館3階 南北会議室
- 3 閉会日時 令和4年4月19日(火) 午後3時40分
- 4 委員氏名

(1)出席者(17名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)中山 博祐 (5番)木原 伸二
(6番)倉重 俊則 (7番)小山 巽 (8番)田村 正信 (9番)光井 憲治
(10番)吉本 典正 (11番)池田 寛 (12番)石田 卓成 (13番)熊安 悦子
(14番)末廣 儀久 (15番)林 孝志 (16番)原田 道昭 (17番)藤井 伸昌
(18番)横木 勉

(2)欠席者(0名)

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	國本 勝也
” 事務局長補佐	山口 佐貴子
” 農地振興係長	矢石 芙葉
” 書記	福田 謙一郎
” 書記	高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議につい

て

報告第24号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第25号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第26号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第27号 農地法施行規則該当転用届について

報告第28号 現況証明書の発行について

報告第29号 時効取得

報告第30号 農地所有適格法人報告書について

報告第31号 賃借情報

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

15番 林 孝志委員

16番 原田 道昭委員

午後 1 時45分開会

○事務局 それでは、ただいまより令和4年度1回目となります4月の月例総会を開催いたします。

本日、月例総会には全ての委員さん出席されております。出席委員さん過半数を超えておりますので、会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶いただき、引き続き議長として議事進行をよろしく願いいたします。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。本日は、春作業が本格化する、大変お忙しい時期にお集まりいただきましてありがとうございます。これから忙しくなりますけれども、どうぞ頑張ってくださいと思いますし、人・農地プラン作成にも農業委員会が一応関わっていかなくてはならない時期であります。

固定期、農作業をされるこの時期、去年まで耕作されとった水田がそのままになっているようなところを見つけやすいと思いますので、ぜひそういうところにも目を光らせていただいて、的確な指導をしていただければというふうに思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案がたくさんありますので、早速議案審議に入りたいと思います。スムーズに進むよう、皆様の御協力をお願いいたします。

本日の議事録署名委員さんは、15番、林委員さん、16番、原田委員さんをお願いします。よろしくをお願いします。

それでは、早速議案審議に入ります。

議案第19号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。6件あり、目的については所有権の移転が5件、使用貸借による権利の設定が1件です。

譲渡理由については、高齢のためが2件、耕作困難が3件、規模縮小が1件。譲受理由は、規模

拡大が5件、使用貸借1件です。別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん説明をお願いします。

○9番 9番の光井です。

議案第19号の1は、所有権移転の申請であります。資料については、1ページから4ページの間に記載してありますから、参考にしてください。

現地確認及び申請者への聞き取り、これは4月の12日に行いましたので、その結果を御報告いたします。

現地につきましては、西浦の——地区、これの山手のほうで、中腹になるんですけども、ここに——があります。その——より50m程度下がったところになります。

また、当日両名からお話を聞いたんですけども、聞いたところによりますと、譲渡人ですか、これにつきましては、——ということで、今後この土地を利用して耕作することはないと、そういうような理由から、今回この土地を譲り渡したほうがえかろうということで、そのように決めたというようなことです。

また、譲受人ですか、この方は、この土地の——で、営農についてはミカンの栽培をかなりやっておられます。特に、——ということで、耕作がしやすいと、そういうような観点から、このたび譲り受けることを決めた、というようなことを言っていました。

次に、農地法第3条の第2項の各号の農地の権利移動ですか、これに関する事項について説明をいたします。

まず、第1号の全部効率要件、これについては、譲受人につきましては、農機具の保有状況等から見て、農地の全てを効率的に利用されると見込まれます。

第2号については該当いたしません。

それから、第4号の農作業常時従事要件ですか、これについては、必要な農作業については、常時従事されると見込まれます。

第5号の下限要件ですか、これについては満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですか、これについては自分が耕作されるということで該当はいたしません。

それから、第7号の地域調和要件ですか、これは今回の権利移動で支障が生じることはありません。

それから、営農計画書の中の上から5番目の農機具の保有状況ですか、これについては、ちょっとこれに書いていないから、本人に聞いてから確認をしたところ、農機具の保有状況につきましては、動力防除機ですか、それと草刈り機、それからチェーンソーですか、それから中耕機、これが

畑のすぐ隣に倉庫があるんですけども、その中に保管してあるのを確認しております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当することがないということで、許可要件の全てを満たしておると判断をいたします。

以上で報告を終わりますが、皆様の御審議よろしくお願いをいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、4番は、譲受人が同一ですので、一括上程させていただきたいと思います。地元委員さん、説明をお願いします。（「担当が違う」と呼ぶ者あり）違う。分かりました。じゃ、別々に。じゃ、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番の吉本です。

それでは、19号の2番について説明いたします。

19号の2番は、従前から耕作しておられた——が——の農地をこのたび買い取るということで、先日、4月の12日に本人と倉庫の確認をいたしました。

なお、——、——はちょっと体調が悪くて、——と確認をしたんですが、4月15日。したがって、今回、今まで預けておったのを売却したいということで契約が調ったということです。

資料は5ページからあるんですが、5ページに場所がありまして、8ページに営農計画書があります。所有者の計画書です。

それでは、農地の第3条による買い取りについて、農地法第3条第2項により確認いたしました。

まず、第1号の全部効率要件ということで、ここの8ページの上のところにありますように、かなり大規模に農業をしていらっしゃるんで、機械も相当数ありまして、書いてあるとおりにあります。全部あるということで、該当しないということでよろしくお願いをいたします。

第2号の土地所有適格法人、これも認定農業者ということで問題ありません。

それと、第3号についても、該当なしと、第4号も農業の常時従事要件ということで、ここは19号の2に1人というふうに書いていらっしゃるんですが、農繁期のときにはかなりの方を臨時に雇用されて十五、六haぐらいありますか、作業はしておりますから、これについても、第4号についても該当しないということでよろしいと思います。

下限面積は、先ほど言いましたように、第5号も超えていますので、問題ありません。

借地等の転貸、これについても関係、該当ありません。

それと、第7号ですが、これは先日もお話ししたんですが、資料の8ページの下から2行目に斜線を書いていらっしゃるんですが、地域との調和要件、実は17日に、この間、川ざらえがあったんですけど、かなり広範囲に農作業をしていらっしゃるんで、そこの担当の地域の川ざらえの関係には、ほかの方を出して協力をしていらっしゃるんで、ここの所見は、問題はないと、地域との調和要件についても協力していらっしゃるんで、問題はないというふうに地元の農業委員としては判断しております。皆様方の御意見をお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。

議案第19号の3は、規模拡大を目的とする所有権移転の案件です。

4月12日に現地確認及び聞き取り調査をいたしました。

申請地の場所は、植松の——地区で、——の近くにあります。

譲受人は、今回——の名前で申請されていますが、家族ぐるみで営農している、地元では有名な大作り農家です。

申請地もかなり前から面倒を見ているということです。

それでは、農地法第3条第2項に基づき、調査した結果を報告いたします。

まず、全部効率利用要件ですが、農機具等に関しては、資料のとおりでした。

次に、農作業常時従事要件については、年間を通して作業をされています。

下限面積はクリアしており、地域との調和要件も特に問題ありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全てクリアしていると判断いたしますが、皆様の御審議よろしくをお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

す。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番、小山です。

どうでしょうか、6番も同じ人なのですが。

○藤井会長 分かりました。じゃ、4番と6番を一括上程させていただきます。お願いします。

○7番 それでは、19号の4について説明させていただきます。

資料は、13ページからになります。

場所は、次のページ、14ページで御覧いただくと、————、ちょうど————下になるうかと思えます。

本件につきましては、所有者の方が現在は—におられるんですけども、前に—のほうにおられて、そこから耕作に来ておられたということですが、どうも水の便がよくないということで、数年前から豆を作っておられたようなんですけども、これも、でも、うまくいっていないということで、去年のパトロールでは遊休農地になっておりました。

今般、15haを作っております、譲受人の人が売ってくれんかということで話が進んだということなんですけども、譲受人は、今の15ページを御覧いただいたらお分かりかと思いますが、—の下のところ、2枚ほど所有をしておられて、この2枚の田んぼはちょっと狭いということで、大型機械が使えないからということで、これずっと遊休農地になっておりました。

そういったことで、譲受人の人が一緒に耕作したいということで、所有者にお話をされたところ、所有者の方も—のほうにおられて、田んぼがここだけということで、それは売ってもいいよということで、今回の話がまとまったということでございます。

農地法の関係につきましては、先ほど吉本さんおっしゃったようなことで、認定農業者でもございますし、特に問題はなかろうかと思っておりますので、皆さんの御審議のほどをよろしく願います。

引き続き、6号について、ちょっと説明させていただきます。

6号につきましては、資料が21ページからになります。

ここが、先ほどの4号事案と————ぐらい東に寄ったところでございます。ここは21ページの申請地という表示がありますけども、そのすぐ西側にあります道路がちょうど市街化区域と調整区域の境の道路ということになっておまして、今まで15年借受人の人がずっと耕作をしておられたわけなんですけども、今回更新の時期に当たって、申請者の方が振興課のほうに手続をされに行ったときに、これは————ですけども、うちは市街化区域になっとなって税金が高くて困ると

ということで、10倍以上はするんじゃないかと思いますが、そういう話を担当者にされたそうでございます。

今までここは調整区域ということで、中間管理機構を通した使用貸借がされておったわけですが、これを担当者の方がそれはいけんねということで、今回、以上の第3条に伴う使用貸借の手續に変更されたということでございます。

借受人の方は、先ほどから話が出ております15ha以上作っておられ、なおかつ認定農業者である方でございますので、特に問題はなかろうかと思えます。

以上です。皆さん御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。4番と6番、承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、6番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番の石田です。

本案件ですが、参考資料の17ページを御覧いただければと思います。

——の目の前、——の隣を譲り受けること、ここにこの間にある3枚の農地、——という方が譲渡人、——の所有の農地を——が譲り受けようとするものでございます。

——なんですけど、最近この辺りで耕作できない方がいらっしゃる。私なんかもお話しいただく部分が、どうかしてくれんかと頼まれることが多いんですけど、大体いつもこの——にお願いしたら、快く作ってくださって、今後担い手とかというふうなのにも登録してもらえるかなと思っているところです。

今回の譲り渡す事情なんですけど、お体を壊されて、作り続けることができないということで、何とかしてくださいというふうに頼まれたそうです。

地元委員としては、特に問題ないかなと思えますし、皆さんの御審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、議案第20号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書は3ページ、資料は25ページからとなります。

議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は20件で、転用目的は、太陽光発電設備の設置が11件、自己用住宅が2件、建売住宅が4件、携帯基地局の設置に伴う作業用地等が2件、資材置場が1件です。

受付番号1は、太陽光発電設備です。

農地区分は、集団農地面積3.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号2は、携帯基地局設置に伴う作業用車両の駐車場です。

農地区分は、集団農地面積0.04haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号3は、携帯基地局設置に伴う作業用地です。

農地区分は、農地法第5条第2項第1号イに該当する農用区域内の農地で、農地法施行規則第11条第1項第1号に該当する一時転用申請です。

受付番号4は、資材置場です。

農地区分は、集団農地面積0.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号5は、太陽光発電設備です。

農地区分は、集団農地面積9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号6は、自己用住宅です。

農地区分は、集団農地面積0.05haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号7は、建売住宅です。

農地区分は、集団農地面積0.03haの農地で、華城出張所から490mに位置する規則第45条第2号に該当する農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号8は、自己用住宅です。

農地区分は、集団農地面積0.03haの農地で、華城出張所から490mに位置する規則第45条第2号に該当する農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号9は、建売住宅です。

農地区分は、集団農地面積 3.6 ha の農地で、右田出張所から 450 m に位置する規則第 45 条第 2 号に該当する農地のため、第 2 種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号 10 は、太陽光発電設備です。

農地区分は、集団農地面積 1.8 ha の農地で、西浦出張所から 250 m に位置する規則第 43 条第 2 号に該当する農地のため、第 3 種農地と判断します。

受付番号 11 も、太陽光発電設備です。

農地区分は、集団農地面積 1.8 ha の農地で、西浦出張所から 290 m に位置する農地規則第 43 条第 2 号に該当する農地のため、第 3 種農地と判断します。

受付番号 12 も、太陽光発電設備です。

農地区分は、集団農地面積 1.8 ha の農地で、西浦出張所から 230 m に位置する規則第 43 条第 2 号に該当する農地のため、第 3 種農地と判断します。

受付番号 13 も、太陽光発電設備です。

農地区分は、集団農地面積 1.8 ha の農地で、西浦出張所から 230 m に位置する規則第 43 条第 2 号に該当する農地のため、第 3 種農地と判断します。

受付番号 14 も、太陽光発電設備です。

農地区分は、集団農地面積 1.8 ha の農地で、西浦出張所から 250 m に位置する規則第 43 条第 2 号に該当する農地のため、第 3 種農地と判断します。

受付番号 15 も、太陽光発電設備です。

農地区分は、集団農地面積 8.6 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第 2 種農地と判断します。

受付番号 16 は、建売住宅です。

農地区分は、集団農地面積 3.9 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第 2 種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号 17 は、建売住宅です。

農地区分は、集団農地面積 0.09 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第 2 種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号 18 は、太陽光発電設備です。

農地区分は、集団農地面積 2 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第 2 種農地と判断します。

受付番号 19 も、太陽光発電設備です。

農地区分は、集団農地面積 1.9 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第 2 種農地と判断します。

受付番号20も、太陽光発電設備です。

農地区分は、集団農地面積1.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。

議案第20号の1は、————が——さんから農地を譲り受けて、太陽光発電設備を設置したいという申請です。

現地を4月の8日に事務局と中山委員さんと一緒に確認をしました。

それから、4月17日に——と、18日に————と話をしましたので、その結果を報告します。

現地は、農業大学校から————程度行った牟礼——にあります。

資料は25ページからです。

——は、イノシシ等の害で作りにくいため、作付をやめることを考えておられたんですが、————から話があって、譲ることとしました。

————については、近くに設備があり、太陽光発電の好適地として譲り受けることとしたという事です。

ただ、入り口がこれちょっと変わったところで、私道、あぜ道みたいな赤線があるんですが、それを自分の土地を出して拡張された私道でして、そこを通らないと、車が通れないという状況で、私も早めに聞いたんですが、通さんといういろいろ話がありまして、どうしたらええかという相談を受けたんですが、とにかく業者と話してくれと、よく話していただいて、どうしても納得がいかなら、また反対する方向もありますよという話をしたところ、直接業者と話し合っ、譲り合うところは譲り合っ話ができ、了承してもらいましたということがあって、それによって今回申請が上がったということです。

この土地、25ページの地図で分かると思うんですが、山がすぐ麓で、ここが太陽光発電になっても、特に営農に支障があるということもありませんし、その話合いで水路等もきちっと確保ができていますし、草、水路の掃除とか、あぜ、ちょっと横に広い土手があるんですが、その土手の掃除等も責任を持ってやりますということで、年に2回ぐらいは草刈りをしたいということでした。

そういうことで、近隣への説明はされているんですが、特に支障はないと思います。皆様の御審議、よろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番、原田です。

議案第20号の2の許可申請は、貸出人——の農地を借受人、——が一律に借り受けて、携帯電話基地局設置工事に伴う作業用地として営業したいという申請です。

現地確認を事務局2名及び末廣委員と、4月13日に行いました。

また、この件の代理人の——に電話にて聞き取りを行いましたので、これらの結果について報告をいたします。

現地は、資料31ページのとおり、——沿いで、——、それから——から南側に100m程度の位置、道路の北に向かうと、左側と西側ということになります。

農地区分は、第2種農地ですが、非常に狭い地域で、現状は特に耕作もされておらず、保全管理がされているという状態になっております。

35ページの図のとおり、携帯電話の基地局設置工事に伴って、建柱車、それからユニック車の駐車用地として使用するということでした。すぐそばが県道なので、県道に車を止めて工事というわけにいかないんで、非常に狭いところに車を止めて工事をするということのようでした。

短期間の一時的な転用であり、また当該用地のほかの土地では工事もできないことから、やむを得ないというふうに思います。

また、周辺農地に関わる営農状況に支障を生ずるおそれもないと認められることから、許可基準を満たしていると判断します。

余談ですが、この基地局は、ごく普通の4Gということでした。5Gかなと思って期待して聞いたんですが、4Gということでした。

皆様の御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ありませんか。

では、私のほうからちょっと教えてほしいんですけども、これから34ページの事業のところ
に永年転用部分4m²、これ一時転用部分が今回出とるやつですよ。

○16番 はい。

○藤井会長 この永年転用の部分の4mというのは、これどういう扱いになるんですか。

○事務局 事務局からお答えします。

○藤井会長 はい。

○事務局 永年転用部分の4 m²というのは、電柱が立つ部分と置いていただければと思います。その部分は、許可不要の施行規則該当というところに該当するので、来月議案で出る予定です。

○藤井会長 ああ、そうですか。はい、分かりました。

○事務局 はい。以上です。

○藤井会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。

議案第20号の3番は、貸出人の農地152 m²のうち44 m²を—————に一時的に借り受けて、携帯電話基地局を設置する作業用地として転用したいという申請です。

現地確認を4月11日に事務局の方1名と池田委員で行いました。

ヒアリングは、4月の12日に代理人の—————に電話にて行いましたので、その結果を報告します。

現地は、38ページですか、ちょっと分かりにくいかと思うんですけど、三田尻港徳地線から——地区に入って——ぐらいのところになるんですが、そこが38ページの申請地と書いてあるところですよ。

現地の手前には、ちょっと分かりにくいんですけど、————、行き過ぎると、——があります。

この農地は前回の利用状況調査では、保全管理でした。代理人さんにお話を伺うと、貸出人さんは、携帯電話基地局設置工事に伴う作業用地として貸し出すことに同意されているとのことでした。

地元には、自治会長経由で携帯電話基地局設置工事について、自治会に回覧され、理解されていると判断されていました。

そして、代理人さんは、私がお話を伺った方が申請担当者ということで、工事のことについては聞けなかったんですが、工事完了後は農地復元をお願いします、了解は得られております。

次に、この案件に関わる農地法の許可基準について説明します。

資料の37ページにあるように、この農地区分は農用地区域で、原則不許可ですが、不許可の例

外で、一時的な利用が必要と認められますので、許可基準を満たしていると判断します。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。

議案第20号の4は、譲渡人が譲受人に資材置場として譲り渡すという転用申請でございます。

現地確認を4月14日、事務局2名と石川委員さんと私の4名で行いました。

4月15日11時ごろにお二人に電話で事情をお聞きしましたので、報告いたします。

場所は、資料の43、44ページを御覧ください。

——の北側で、————が左端にあったと思うんですが、————の東方向です。周辺は、太陽光発電設備に囲まれている場所です。

譲渡人の——が最近まで畑作をされておりました。我が家も近くに牧草地がありますので、いつも見かけていたんですが、たくさん野菜を作られており、感心しておりましたが、——となられ、自分の家のそばの畑で精いっぱいということだそうです。——も草刈りをされ、これがまた大変だとのことでした。

そこで、譲受人に相談されまして、話が決まったそうです。

事業計画書にありますように、譲受人は——に住まれており、————をされておるそうです。資材置場が不足して、不自由にしているとのことでした。

水路等の清掃とか、周辺に若い人がいらっしやらないので、これまでも自分が一生懸命きれいにしているとのことでした。今後も続けてくださるようお願いしました。

43ページにありますように、第2種農地と判断されます。

報告は以上です。皆様方の御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。

議案第20号のほうは、太陽光設備の会社関係です。

譲渡人の農地を譲り受けて、太陽光発電設備を設置したいという申請です。

4月14日に事務局と、それから中山委員さんと一緒に現地を確認しました。

それから、4月14日、17日に御本人さん、それから会社から話を聞いております。

その結果を御報告いたします。

土地の所有者のお名前が3人あるんですが、——で、——が代表をして幹事をされております。去年までは作っていたんですが、——のため、やめるということで、今回話があり、譲ることとしたということです。

現地は、——から——ぐらい北のほうへ行っただころにあります。今回こういうのが多いですが、この案件は、事務局から通知がある前に行政書士、それからこの該当の農地の隣接地の方から相談がありまして、隣接地の方というのは、もちろん反対という相談なので、相談がありまして、いろいろお話をして、行政書士は地図を持ってきて説明をしてくれました。

最終的には、隣接地2件の方と会社、——にあるんですが、——から来ていただいて、お話をしてもらいました。

営農に支障があるということだったんですが、フェンスを下げるとか、1つずつ問題点を解決して行って、最終的にそれならしやうがないだろうということで、了承をしていただいたという経過になっています。

51ページを見ていただいたら分かるんですが、——、これが——なんですけど、——の周りにぐるりと太陽光発電を造るということで、あまり家等の反対はありません。

隣接地も今言いましたように、説明をしております。1名は、担い手の方でしたので、御了承をいただきました。

あとは水路も、この農地が最後ということなので、営農には特に支障がないだろうと思います。

御報告は以上です。皆様方の御審議よろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○12番 12番の石田です。

多分反対されていた方は、私にもお話があったと、その方は多分納得されたんだと思うんですけど、ほかで、これ西側と東側に道があつて、ここを遮れんかねというのが推進委員さんからもあったんですけど、その件についてはどうなりましたかね。やっぱり通り抜け出来たらなあというのが、地元としての思いであつたらしいんですけど、できれば、そういうふうにつつと交渉ができ

るのであれば、農業の便がそれで良くなるのであればですね、構築されたらどうかなと思ったんですけど、どうになりました。

○2番 すみません、それはちょっと。そういうの聞いちゃって。確認していません。

○12番 確認してなかった。あら、そう。

——だったんですけど、もう遅いですね。

○2番 そんなことないよ。

○12番 本当。でしたら、地元の声として、あるみたいなんで、前々からそういう、あそこつながったらいんですけど、土地改良区に方もそれはさんざん聞かれていたみたいなんで、交渉できるのであれば、伝えていただけたらいいんじゃないかなと思いますんで、よろしくをお願いします。

○2番 とりあえず、境界から1mは下げますちゅうことじゃったんでね。両方下げちよると。

○12番 2mはあると.....もうちょっとあるといいかもしれん。

○藤井会長 それは今回の案件と関係ないんで、一応お願いできるのであれば、地元のほうへ、その余地があればぜひ、こちらからのお話を進めてみてください。お願いします。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようでしたら、採決に入ります。承認頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。議案第20号の6は、自己用住宅の建設の検討をする使用貸借による権利の設定です。

4月15日に事務局と田村委員さんとで現地確認し、貸出人の方にお話を聞きました。申請地の場所は、——の——にあります。お二人の関係は—で、—の近くに住んで、いずれ面倒を見たいということです。残った農地には、今までどおり季節野菜を作付していくそうです。

申請地の場所は第2種農地ですが、転用の妥当性、確実性、共に問題はないと思います。

営農への支障も、宅地に囲まれているところで、ないと判断いたしました。

排水につきましては、汚水は合併浄化槽を利用いたしますが、道路の側溝に流します。

報告は以上です。皆さんの御審議よろしくをお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

ちょっと、この件でから確認したいんですけども、ここで審議するとき、4月から改正都市計画法が施行されて、その対象農地かどうかというのは、何らかの形でから、委員さんに教えてもらえるようにはならない。

例えば、今回のこの土地は明らかに、これ外れとるかどうかもよく分からない。

○事務局 都市計画法の変更、4月から変わっているんですけど、この分は、あくまでもそれまでに開発申請がされている案件になるので、こちらのほうで該当するかどうかというのは、ちょっと。

○藤井会長 これじゃあ、今後、5月、6月に、ここの場所に出てきた場合には、該当する可能性もあったという。現時点で、その解釈でよろしいですか。

○事務局 もし該当するようであれば、基本的に開発許可がもう下りないので、転用自体がもうされないという前だからそうですね。

ただ、この辺り、佐波川のほうで厳しい、3m以上の厳しい位置なので、もし4月1日、今年度4月1日以降の開発の申請であれば難しかったかもしれないということですね。

○藤井会長 分かりました。ありがとうございました。皆さん、そういうことで御理解頂きたいと思えます。

じゃあ、7番、地元委員さん、説明お願いします。（「会長、7番、8番、一括上程で」と呼ぶ者あり）

○藤井会長 じゃあ、7番、8番、一括上程にします。

○3番 3番、中山です。議案第20号の7、8は、——の農地を建て売り住宅と自己用住宅に転用するという所有権移転の物件となります。

現地確認を4月14日に、事務局2名と石川小委員長とともに行いました。

また、ヒアリングを後日行いましたので御報告いたします。

資料は61ページから御覧ください。

現地なんですけれども、————の北側になります。北側のすぐ、——の北側挟んですぐになります。

農地の現況なんですけれども、結論から申しますと、無断転用の状態です。現在、アスファルトが敷かれて、駐車場経営をされておりました。

現地確認当日、せめてアスファルトを剥いで更地してから、違反転用状態を改善してから申請すべきではないかというふうに事務局を通して先方に伝えました。後日、先方から、どうしても今月上げたいということで、事務局より私のほうに連絡がありました。

その後、私が建売住宅を建てる予定の譲受人のほうに連絡を取りました。

なぜ今月にこだわるのかということで確認したところ、どうしても住宅の補助が出る関係が、非

常に今月じゃないと際どいということをお話されておりました。

私も、この農地が違反状態にあるという旨、しっかり伝えて、譲受人も、それはきちっと分かりますと理解しておられました。今すぐは無理なんですけれども、来月必ずアスファルトは剥ぎますということで約束もされておられます、現在。

その後、農地の所有者に私も聞き取りを行いました。所有者いわく、——くらい前に——が他界されて、その後、その農地を引き継いだんですが、ちょっと手に負えないので、—————にアスファルトを敷いたということです。その頃から駐車場として利用されているということとなります。

農地の所有者ですので、これは非常に悪質な件ですと伝えました。最初は、ぴんときておられなかったんですけれども、農地というのは、ちゃんと許可を得て、アスファルトを敷くなりしないといけないんですよと説明していくと、だんだん分かってきたらしくて、最終的には非常に反省していますということでした。

地元委員といたしましては、本来、アスファルトを剥いで、農地のあるべき姿に戻してから申請すべきだとは思いますが、しかし、今回、補助金の申請等の期限も迫っております。ちょっと譲受人が—————等されておまして、地元の活動に非常に協力的でもあります。

そういったことも含めて審議していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方お願いします。ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 じゃあ、これ始末書は譲渡人から取ると。

○事務局 事務局です。始末書は譲受人の方から頂いております。

○藤井会長 譲受人。

○事務局 譲渡人の方から頂いております。

○藤井会長 分かりました。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願い.....。

○3番 ちょっと最後に、事務局に注文なんですけれども、70ページ、事業計画書で、現地確認当日も言ったんですけれども、これでは申請者の人となりが分からないので、年齢とか家族構成も、これちょっとまだ違ってしまっていて、お子様がおられますんで、そういったところも、きっちり書いていただきたいと思っております。

これ、行政書士が書いたと思うんですけれども、譲受人は全然そんなこと知らなくて、この点に

ついて、どうしても申請したい人もおるかもしれないんですけど、そこら辺もよろしく願いいたします。

○藤井会長 それはぜひお願いをしたいんですけど、事務局としても、ここに子供さんがおられるかどうかは調べようがないでしょ。ここに抜けておるのは、年齢が抜けておるとか、その辺のところはちゃんと手続もしっかり記入してほしい。そういうことは事務局ちゃんと指導していただきたいと思いますので。

それ以上はちょっと調べられないんで、その辺のところ、ちゃんとした資料を作成していただきたいということで、事務局お願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 よろしいですか。ありがとうございます。全員賛成ですので、7番、8番、承認いたします。

続きまして、9番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、熊安です。今、皆さんのお手元に、被害防除計画書が1枚入っていたと思いますけど、それが新しい分の書類ですね。

じゃあ、始めます。

議案第20号の9は、譲受人の農地を市内——の不動産が譲り受けて、建て売り住宅を建築するために、所有権の移転をしたいという申請です。

現地確認を4月15日午後1時40分頃、事務局お二人と石田さんと私の4人で行いました。

また、4月16日に、譲渡人の代理人である行政書士さんにもお話を伺い、隣接している住宅の方もお話を伺いましたので、その結果を御報告いたします。

現地は、右田出張所から——に位置します。現地の南は——に面しています。周辺は住宅化が進み、生活用水は公共下水道に排出され、居住環境に恵まれています。ここに4棟の二階建て建て売り住宅を建設したいとの要望です。

譲渡人代理人の行政書士さんからも、もう高齢のため、売りたいとのことでした。

隣接している住宅の方とは、お話の中でも、この隣接している住宅の方というのが、——、この状態をこのたびこういうふうにありますけど、どうでしょうかと聞いて聞きましたら、もうこれは10年前から売りたいとお話があったそうです。

この土地は2種農地で、集団農地面積3.6ha、規則第45条2号に該当する農地です。開発許可申請中です。

皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9番、承認いたします。

続きまして、10番、11番、12番、13番、14番、一括上程したいと思います。地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番の光井です。議案第20号の10について御報告をいたします。

資料のほうは、79ページかな、79ページからになりますね。

本議案は、譲渡人が所有する農地を譲受人が取得して、太陽光の事業として使用する所有権移転の議案であります。

場所については、いつも出てくる————、今回はなりません。

現地調査は、4月の15日、午前ですか、事務局より2名、それから、小委員長の木原さん、そして、私の4名で行っております。

譲渡人への聞き取りですが、これについては、その日、11日の午後ですか、午後、本人宅でお話を聞いております。譲渡人は農業、これは全く今まで経験がないということです。昨年までは、知り合いの方、知人に耕作をお願いをされていたようですけども、その方も高齢になられてから、はあ、もう今年はようやらんよというような申し送りがあったということで、今後の維持管理ですか、これをどねえようにしようかというように悩んでいたところ、9月か10月ぐらいだったと思うんですけど、9月か10月、去年のこの事業の話が持ち上がったということで、これを機に、この土地を売却したほうがえかろうということで、その方向に走られたようです。

それから、今回、この土地を取得される譲受人ですか、これは同じ11日の夕方の5時半から、現地に来てもらって、購入後の管理、これについてお話を聞いております。

出席者のほうは、譲受人の代理人であります行政書士ですか、この方と、——水利組合の代表の方、そして私の3名で行っております。

行政書士によりますと、—、この地区に進出するのは今回初めてということで、防府地区では—、それから—のほうですか、このほうで————、この事業を展開をしておるということで、違うちょっとしたあれですけど、行政書士が言われるのは、これを設置して、特にこれといったトラブルはなかったというようなことを言っておられます。設置後の管理、これについての。

1点ほど何かトラブルがあったのは、工事をする前、これに家庭訪問をいつもやっちよらしいです。近くに、いつ頃から工事を、こういうふうな工事をやるんですよというような詳細を示し

て、地元の方に理解を受けておるんですけど、1軒だけ忘れて、その方から何か苦情があった。それよりほか、トラブルがあったようなことはない、そういうようなことを言っておられました。

あとは設置後のことについては、——水利組合の代表の方が、よく現地で説明をされて、規約どおり作業のほうはするから任せてくれというようなことを言っておられましたから、大丈夫じゃないかと思います。

それから、議案第20号の10、11、12、13、14の譲受人は、全て同じ方です。同じ方が全部取得されるようになっております。

それから、次に、議案の第20号の11、これについて御報告します。

資料は85ページからになりますけれども、本議案は太陽光発電の事業で使用する所有権移転の議案です。

なお、この議案、この議案の譲渡人ですか、これと譲受人は先ほど言ったとおりですけれども、全く同じ方です。だから、聞き取りについては、先ほどの方と同じようになります。

それから、次は、議案第20号の12について説明をします。

資料は、91ページからです。

本議案も、譲渡人が所有するのを、これを譲受人が取得して、先ほど言いましたように、太陽光の事業として使用する、所有権移転の議案です。

譲渡人ですか、この聞き取りは、4月の17日、本人宅へ出向いて、状況等お話を聞いております。譲渡人は、先ほどの方と同じく、農業は全くやったことがないということで、昨年までは耕作を、先ほどの方と同じ方をお願いしちよったんですけども、その方の体調不良ですか、これがあるということで、耕作を断られたということで、これを機に、この土地を手放すことに決めたと。そういうようなことを言っておられました。

それから、次は、議案第20号の13について報告します。

資料のほうは97ページからです。

本議案は、先ほどと同じく、太陽光の事業ですか、これに関する所有権移転の議案です。

譲渡人への聞き取りは、4月17日、本人宅へお伺いして聞いております。

譲渡人につきましては、——、これまでは、この土地以外の自分の農地ですか、これについては全部水稻の作付をされておったんですけども、なにせ高齢ということで、現在は——ぐらいいですから、3年前ったら相当な、私も人のことは言われんけど、相当な年齢です。それまで、よう頑張っちゃったねというな、あれですね、私もこの方の近くで水稻作っておったんですけども、何とよう足腰が悪いのに頑張つてなと思って感心したことがある、頑張り屋さんなんです。

特に、一番感心したのは、余談になるんですけど、肥料、普通、肥料というのは、前、ソワーと

言うんですか、何というのかな、肥料を散布する機械をつけてからそれなんか機械任せでやるんですけども、この方はもう、——のほうは足腰が物すごく弱いんで、——のほう、この——をトップカーへ乗せて、それから前へプラスチックの籠がありますわね。あの籠へ肥料を入れて、——が真っすぐ運転して、——のほうは座って肥料を振って、それが何か昔の人はよう勉強しちよってか何か、肥料を手で振っているんですね。一個もむらがないんです。ようできちよる。これ、私が振ったら線になって、ちよびっとほど少ないところがあるのに、この方がやられる田んぼは、どういうふうにしても、肥料にむらがない。よう技量を取得しちよってんじやなと思って感心したことがあります。まあ、これ余談ですけどね。

そういうようなあれで、もう耕作できんということですね。

それから、特に、この農地ですか、これについては、特に地盤が悪かったというようなことを言っておられます。今まで何回もトラクターが操法不能にですか、これになって、それ以外はもう、この土地については、——以上は耕作をしていない、保全管理ですか、このほうをやっておられたということで、この家には後継者もいらっしゃらないということで、今回、売却したほうがえかなということで、そのように決めたというなことを言っておられます。

それから、次に、議案第20号の14ですか、これについて御報告をいたします。

資料は103ページからですね。

この件も先ほどと同じく、太陽光発電の事業、これに関する所有権移転の議案です。

譲渡人についての聞き取りは、4月14日の午後、電話で、これは電話でお聞きしております。

なお、この譲渡人、この方は耳は全く聞こえんということで、電話をかけたんですけども、ちよっといろいろありまして、お聞きしたのは、この方の——さんと言うんですけど、この方に対応してもらいました。

譲渡人は、非農家の方で、登記を登録して以来、——以上、この土地を有効活用したことはないということで、何も手つかずの状態ということですね。特に、人にも頼みたかったんですけども、頼めなかったというのは、この土地は悲しいかな、進入路がないんですね。進入路がないから、よその田んぼを横切って入るちゆうんですか、こういうふうなことはできないということで、残念ながら、保全管理ばかりで過ごしたということで、今回、この事業の話が持ち上がったのを機に、売却したほうがよかろうということで、そのように決められた、そのように言っておられました。

以上で報告のほうは終わりますが、皆様の御審議よろしく願いいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決します。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10から14番まで承認いたします。

続きまして、15番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第20号の15は、譲渡人の土地を譲受人が譲り受けて、太陽光発電を設置したいという申請です。

4月14日に事務局2名と中山さんと一緒に現地を確認しました。

それから、4月17日土曜日、翌4月18日に譲渡人、譲受人、両方からお話を聞きましたので、その結果を御報告します。

現地は、——から——程度北へ行った、——にあります。

資料109ページからなんですけど、先ほどの20号の5がありましたが、その申請地のすぐ川を挟んで、すぐ西側、これで言うと、左側ということで、隣接地になります。

譲渡し人は高齢で、もう長い間、そこは耕作をしておりませんが、草の管理だけはしてきたという。—さんがいらっしゃるんですが、—さんもそこその年齢の方なんですけど、農業をしたことがないんで、今後も農業をすることはありませんということで、家庭菜園程度の土地を残して、全てを譲ることにしたということです。

近隣の説明についても、説明をしたということです。

それから、すぐ南側が——なんで、特にここは一番下ぐらいになりますから、転用の支障はありません。

草の管理も同じ会社なんで、防草シート等はしないで、年に2回程度草刈りをしますということと、周りの水路、それから農道については管理をしますという返事を頂いています。

それから、ちょっと事務局にお願いなんですけど、112ページ、山口県内において当該申請地のほかに太陽光発電施設用地を有しておらず、稼働実績はまだないと、こういう事業計画書に、こういう表現があるんですが、数か月、私、この会社に、ここで説明しましたんで、有していないというのは、ちょっとどうなんかな。最初つくったやつ、ところどころ変えて、ただ出しよるだけじゃないかと思うんですけど、今日申請があったほかの案件についても、みんな同じ文言になっていますんで、この点はちょっと変更は、指摘をしていただいたらと思います。

ただ、—でやったのについては、まだ電線にはつながってありませんで、稼働していないというのはどうなんかな、ちょっと多分まだ稼働してないんじゃないかなと思いますが、ちょっと聞いた話によりますと、—地区はもう無理だという話をちょこっと聞きました。変電所がいっぱいということで、今度はほかの地区に行くんじゃないかなと。よろしくをお願いします。

今日の状況を見ちゃったら、そんな感じになっていますね。——もあるんじゃないかと思

いますが、そういうふうになっているような気がします。

説明は以上です。皆様、御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、申し上げます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 じゃあ、事務局のほうに。恐らくこれ、今、指摘のあったとおり、実績は市内でも県内でもあるんじゃないかと思えますので、正確に書くように指導申し上げます。よろしく申し上げます。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、15番、承認いたします。

ちょっと休みましょうや。ちょっと10分ほど、ちょっと休憩いたしましょう。

午後3時00分休憩

.....
午後3時10分再開

○藤井会長 それでは再開いたします。

16番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。

本案件ですが、農地法第3条で出たところの前に、持ち主の方は別なんですけど、参考資料の115ページ、-----の農地になります。

本案件ですが、---にお住まいの---がお持ちの農地を-----が譲受け建売住宅を計画するものです。

両方に連絡を取りたかったんですけど、代理人対応ということで---行政書士さんの連絡先しか書いてなかったのでそちらに電話して事情をお聞きしたところ、実際、---に譲渡人のほうの---がお住まいで、もうこの管理がちょっとできそうにないということで、今回、もうこの辺も家が建てられないかということで、将来困るという感じで売却されるといったところですよ。

現地には会長と事務局の方と一緒にいったんですけど、地元委員としては問題ない案件かなと思っております。皆様からの御審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 これから審議に入ります。御意見のある方、申し上げます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

す。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、16番、承認いたします。

続きまして、17番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番、小山です。

議案第20号の17について、説明させていただきます。

資料は121ページからになります。

本件は、——に空き家バンクに登録されて、すぐ裏に——m²近くの農地があるということで下限面積を申請された方の農地でございます。

こちらのほうには帰ってこられることはないということで、今般、建売住宅として——にお売りになると、——は4戸の建売を造られるということで申請のあった案件でございます。

現地確認は、15日、事務局のお二人と木原委員さんとの4人で行いました。場所は122ページを見ていただければ分かりますが、——に水路がありますけども、そこにもう接した農地でございます。

本件については、空き家バンクのときもそうだったかどうかあれですが、御両親が亡くなってもう一年ぐらいになるそうですけども、それ以外、言えば保全管理をされてはおりますが、隣の方に言わせれば十分な保全管理もできないと、できていないというようなことで、一時、セイタカアワダチソウと言うんですかね、黄色い背の高い雑草がありますけども、これが繁茂して非常に困ったということで、隣の——の方ですけども、お話を聞いていますと苦情を言ったというようなことで、一昨年だったそうですけども、そういうことで去年あたりから何とか建売で売れないかということで——さんにお話を持っていかれたようでございます。

本地を見ていただければお分かりのように進入路がないということで、その進入路をどうするかということで約1年かけて話がついたということでございます。一応、進入路については——の——さんの土地を幅6m、角切りはありますけども、その部分を進入路として——さんがお買いになると、これは宅地ですから今回出ておりませんが、そういうことで話が進んでおります。

この進入路を予定されるところに車庫がありまして、車庫を移設するというようなことでそれを今度、庭のほうに移設されるということで庭の手入れをしたり車庫の移設をしたりというようなことで、これも今回、譲渡人の方が御負担をされるというようなことで進んでいるようでございます。

ここの団地が——ということをおっしゃいましたが、ここで約——戸の住宅ができておりまして、本農地はここだけがこんな田んぼとして残っているところでございます。

隣の————というふうに書いてありますが、————につきましては、集中浄化槽の敷地になっていまして、かなり広い空き地はございますけども、下は浄化槽が埋められているというところでございます。若干、時期というか消毒したり浄化槽の薬剤を入れたりするときには臭いが出てくると、かなり大規模な浄化槽なものですから、そういったことを近所の方はおっしゃっております。

そういうことで、一応、本地については譲渡人の人が—のほうにいらっしゃって、もうこちらに帰ってこられるところはないということと、残った農地もこの農地だけであるというようなことでお売りになるということですので、もうこれはやむを得ないのかなというふうに思っております。

農地区分は121ページにありますように第2種農地であります。全く周辺は農地がございませんで周辺農地に与える影響も全く考えられないということで、特に問題はなからうかと思えます。

1つ参考ですが、ちょっと私も下限面積ときに大分ここでも言いましたけども、空き家バンクについては2年すれば更新の手続がなければそこで終わりになるわけです。ところが下限面積については、一旦、公示をかけますと取消しをしない限りはずっと続くわけです。そういうことで、これをちょっと不動産業者に聞いてみると、現在は全く問合せというか話はないというようなことをおっしゃっていますので、今度、空き家バンクの登録をするのかどうか、ちょっと早めに決めてもらうように言うておいてくださいよということを——さんにはお願いをしております。いずれ空き家バンクの登録が消えれば下限面積はまた告示で取消しをするという、こちらの仕事が残っておりますので、その辺の話を早めにさせてもらっております。

一応、以上でございます。皆さんの御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、17番、承認いたします。

続きまして、18番、19番、20番は一括でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 では、18番から20番まで一括で上程いたします。

地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。

議案第20号の18、19、20は、いずれも譲受人は————さんで譲渡人はそれぞれ3カ所

で太陽光発電設備の申請です。

現地確認を4月14日、事務局2名と石川小委員長さんと私の4名で9時半から行いました。

18番の場所は、127、128ページを御覧ください。——で側に——方面に向かう市道が通っています。

譲渡人は、——で申し訳ないと言われていますが、実際に農業後継者が近くにおられず農機具も少ないので、今までは耕作をお願いされていたそうです。その方がまた高齢になられて、そのようなときにこういう話が出て皆さんと一緒にということだそうです。

それから、19番、これは133ページからですね、19番の場所は、先ほどの場所から少し——のところですか。——の土地は2年前までは人をお願いして耕作されていたそうですが、これも高齢でできなくなりまして現在は保全管理だけで昨年末に話があって契約されたそうです。

その隣の——の譲渡人の方は、これも何度か電話したんですけど出てもらえませんでした。普段、パトロール中に畑作をされているのはちょこちょこ見ておりました。やはり一緒に売る方向になられたんだと思います。

それと、20番、これは139、140ページを御覧ください。——北側の——になります。140ページがよく分かるかと思うんですけど、——の近くです。

これは、——は——の方でして、譲渡人さんは電話したときにちょうど仕事でして、はい、そうですという確認のみになりました。これは親戚関係だそうです。——の譲渡人さんは——と電話で話をすることができました。今まで耕うんして管理することはできていたそうですが、このたびトラクターも壊れて、また高齢になり管理もできなくなられたそうです。そこへ太陽光の話が出て売ることとなったとのことでした。

行政書士さんも全件一緒に、その行政書士さんにはフェンス、標識、川掃除、草刈り、周辺の家と農地の関係者には説明ということもされたそうですが、私が聞き取りしていたときに、ある方から、年末以後、全く音沙汰がなくて印鑑を押したんだけどお金に関する不安もお聞きしまして、再度、また行政書士さんに譲受人の方への説明等の対応を——さんのほうにお願いしてくださいというのもいたしました。

以上、それぞれ第2種農地と判断されております。

報告は以上で終わります。皆様方の御審議をよろしくお願いたします。

○藤井会長 説明は終わりました。

審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

この——さんというのは、ほとんど非FIT法で太陽光をやられると問題も上がってきているんですけども、そういうことであまり従来の太陽光みたいに縛りが無いし自由にできるものなんですけれども、今まで出てきている話を聞いても比較的こちらの地元委員さんの要望なんかも

聞いて良好な関係を保ちながら契約に進められているような感じがするんですけども、これは会社がいいのか、行政書士さんがちゃんと対応してくれているとか、どちらなんですか。

○1番 一応、行政書士さんのほうに一任してあるからということでした。1ついいですか。

○藤井会長 どうぞ。

○1番 これは私の思いなんですけど、太陽光設備に関してのことなんですけど、太陽光発電の業者さんたちは休耕田とか遊休農地とかの荒廃地などを利用してともしっかり口実で堂々と太陽光設備を進めていらっしゃるんですけども、耕作中の土地にうまい話を持ちかけて農地の番人とされる農業委員が手を出せないというのはルール違反のような気もするんですよ。例えば利用権設定をしても長年耕作している農家は本当に泣き寝入り状態ですよ。話は違いますが、今朝のNHKのニュースを見られた方もあると思うんですけど、災害等で壊れたパネルの処分の行方が見つからないというニュースでした。国は8月までに方針を示すと言っています。国が増産を進めながらパネルの処分方法を示していないのが現状と認めています。太陽光発電設備をめぐってはまだまだ未知の世界がたくさんあり、私たち農業委員は本当にいろいろと考えさせられております。これはちょっと私の思いです。

○12番 今のところ本当に全国で問題になっていて、これの処分方法も決まっていなくて、環境に寄与しているかというバックアップの電力が夜の電力はカバーしないといけなとかいうので全く環境にも寄与していないし、日本企業が儲かっているのかといたら、全部、中国企業が今、造っているし、廃棄方法も決まっていなくて、本当に大変なことを国主導でやってしまっているなと、私も常々言っているんですけど、しかもあれだけの農地を潰して今さえよければいいという考えですね。とんでもないことをやっているんですけどね。散々、昔から反対してきたけど、どうしても法律だけで考えれば通さざるを得ないみたいな、今度、ガイドラインとか条例とかいろいろ縛っていくべきかなと思うんですけど、本当は法律のない道義というものがあるものではないのかなと、道義的にどう考えるのか、将来世代の人たちに本当にこの食料生産をする場というのをなくすことで迷惑をかけていいのかなとか、そういったことの問題も実際にあると思うんですけどね。しょうがないなと思いつつ、池田さんの気持ちもごもっともだなと思って、ありがとうございます。

○藤井会長 池田委員の今の思いは—さんもこの前の政策懇話会で非常にお話されておりましたので、市長の受け止め方、今後の対策を見ていきたいというふうに思っております。

ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、18、19、20番は承認いたします。

続きまして、議案第21号、第22号を一括上程させていただきます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明させていただきます。

議案第21号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書の7ページから内容を記載しておりますので御覧ください。

議案第21号につきましては、令和4年4月26日公告の利用権設定予定の申請が8件提出されております。

農地の集積面積は2万6,312m²でございます。

内容といたしまして、使用貸借権の設定が6件、所有権移転の2件。新規5件、再設定3件となっております。

計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第22号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書の9ページから記載しておりますので御覧ください。

議案第22号につきましては、県で公告予定の利用権設定が4件になります。

内容としまして、議案第22号の番号1から4につきましては、前号の議案第21号の番号3から6について公社から貸付けを行うものです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。

議案第21号、第22号に目を通していただいて何かありませんか。ありましたら御意見をお伺いしたいと思います。何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第21号、第22号を承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第21号、第22号は承認させていただきます。

続きまして、報告事項が第24号から第31号までございます。

目を通していただいて御意見があればお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

私のほうから1つ、一番最後の適格法人の報告書に書いてある—————はどういった法人なのか私はちょっと認識不足なんですけれども、どなたか御存じの方からあったら内容を教えていただければと思うんですけれども、こちら農地は——にあるんでしょうから台道の委員さん何か御存じではないですか。事務局、何か分かりますか。恐らく—のほうのあれだと思うんですけどね。会社というか。

○事務局 そうですね、会社なんですけど、なぜか農産物がミカンになっているんですけど。

○藤井会長 牛か何かじゃないのかね。

○事務局 そうですね、牛をやっているとは聞いていたんですけど、今回、ミカンというふうに書かれていらっしゃる。

○藤井会長 ちょっと、その辺、振興公社さんにも問合わせて確認しておいてください。

○事務局 はい、分かりました。

○藤井会長 またこの場で皆さんに御報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、以上で議案審議は閉じたいというふうに思います。

午後3時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 4月19日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員